

議案第14号

豊橋市図書館規則及び豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和6年3月28日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西正泰

豊橋市図書館規則及び豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市図書館規則及び豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を
改正する規則

(豊橋市図書館規則の一部改正)

第1条 豊橋市図書館規則(昭和58年豊橋市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条、第12条、第13条関係）

貸 出 券
表

○ 豊橋市図書館	
貸出券	登録番号
氏 名	<input type="text"/>

裏

- ・ この券は、長く使いますので大切にしてください。
- ・ 住所・氏名・電話番号などが変わったとき、又はこの券をなくしたときは、すぐ知らせてください。
- ・ この券を他の人に貸さないでください。
- ・ 3年に一度、登録内容の確認をしています。

備考 大きさは、縦55ミリメートル・横90ミリメートルとする。

(豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部改正)

第2条 豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（平成27年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第10条関係）

貸 出 券
表

○ 豊橋市図書館

貸出券 登録番号

氏 名

裏

- ・ この券は、長く使いますので大切にしてください。
- ・ 住所・氏名・電話番号などが変わったとき、又はこの券をなくしたときは、すぐ知らせてください。
- ・ この券を他の人に貸さないでください。
- ・ 3年に一度、登録内容の確認をしています。

備考 大きさは、縦55ミリメートル・横90ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市図書館規則及び豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の規定により交付されている貸出券は、改正後の豊橋市図書館規則及び豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の規定により交付された貸出券とみなす。